

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和五十九年十二月二十八日

福岡県条例第三十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和二十三年福岡県条例第四十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 **この条例**は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(風俗営業の営業所の設置を制限する地域)

第二条 法第四条第二項第二号の営業所(臨時風俗営業(法第二条第一項各号に掲げる営業で、祭礼等が行われる場合において三月以内の期間に限って営業するものをいう。))及び移動風俗営業(法第二条第一項各号に掲げる営業で、営業をする場所が常態として移動する営業をいう。))に係る営業所を除く。)の設置を制限する必要があるものとして条例で定める地域は、**次の各号**のいずれかに該当するものとする。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域

二 **前号**に掲げるもののほか、**別表第一**の上欄に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)から、当該施設ごとに、**同表**の下欄に掲げる営業所が所在することとなる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超えない区域内の地域

(平五条例三六・一部改正、平二七条例六七・旧第三条繰上・一部改正、平三〇条例三二・一部改正)

(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)

第三条 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は**次の各号**に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る法第十三条第一項第一号の条例で定める地域はそれぞれ**当該各号**に定める地域とする。

一 一月一日から同月十日までの日 福岡県の全地域

二 八月十四日から同月十六日までの日 福岡県の全地域

三 十二月二十五日から同月三十一日までの日 福岡県の全地域

四 **前三号**に規定するもののほか、福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指定した日 公安委員会が指定した地域及び当該地域以外の地域のうち**別表第二**に掲げる地域

2 公安委員会は、**前項第四号**の規定による指定をした場合は、その旨を告示するものとする。

(平一〇条例四四・一部改正、平二七条例六七・旧第四条繰上・一部改正)

(午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第四条 法第二条第一項各号に掲げる営業(同項第四号の営業のうち、ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。)第八条に規定する営業(以下「ぱちんこ屋等」という。)を除く。))について法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、**別表第二**に掲げる地域とする。

(平一〇条例四四・追加、平二七条例六七・旧第四条の二繰上・一部改正)

(風俗営業の営業時間を延長する時)

第五条 法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

(平二七条例六七・追加)

(風俗営業の営業時間の制限)

第六条 ぱちんこ屋等を営む風俗営業者は、福岡県の全地域につき、午前六時後午前十時以前の時間及び午後十一時以後翌日の午前零時前(**第三条第一項各号**に掲げる日にあつては、午前一時までの)時間においては、その営業を営んではならない。

(平一〇条例四四・一部改正、平二七条例六七・旧第五条繰下・一部改正)

(騒音及び振動の規制に係る数値)

第七条 法第十五条(法第三十一条の二十三及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。**次項**において同じ。)の条例で定める騒音に係る数値は、**別表第三**の上欄に掲げる地域ごとに**同表**の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(平二七条例六七・旧第六条線下・一部改正)

(風俗営業者の遵守事項)

第八条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 営業の用に供する家屋又は施設で店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は他の者に営ませないこと。

三 営業所(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて経営する旅館業に係る施設を除く。)内で客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。

四 客の求めない飲食物を提供しないこと。

五 営業中において営業所の出入口、客室等に施錠をし、又は客にさせないこと。

六 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

2 法第二条第一項第四号に掲げる営業又は同項第五号に掲げる営業を営む風俗営業者は、**前項**に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

二 ぱちんこ屋等に係る営業所で客に飲酒をさせないこと。

三 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

(平一〇条例四四・一部改正、平二七条例六七・旧第七条線下・一部改正)

(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

第九条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めなければならない。

(平二七条例六七・追加)

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設)

第十条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭裁判所

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条第一項に規定する児童相談所

三 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三条に規定する少年院

四 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三条に規定する少年鑑別所

五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)

六 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所

七 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第四号に規定する青年の家その他社会教育に関する施設

八 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館

(昭六一条例四五・平四条例四七・平五条例三六・平一〇条例四四・平一三条例一九・平一九条例四七・平二二条例二九・平二七条例二三・一部改正、平二七条例六七・旧第九条線下)

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第十一条 店舗型性風俗特殊営業は、**別表第四**の上欄に掲げる営業の種類ごとにそれぞれ**同表**の下欄に掲げる地域において、これを営んではならない。

(平一〇条例四四・一部改正、平二七条例六七・旧第十条線下・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第十二条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は、福岡県の全地域につき、午前零時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(平一〇条例四四・一部改正、平二七条例六七・旧第十一条繰下・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業の広告等制限地域)

第十三条 法第二十八条第五項第一号口の規定により店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、[別表第四](#)の上欄に掲げる営業の種類ごとにそれぞれ[同表](#)の下欄に掲げる地域とする。

(平一〇条例四四・追加、平二七条例六七・旧第十一条の二繰下・一部改正)

(無店舗型性風俗特殊営業の広告等制限地域)

第十四条 無店舗型性風俗特殊営業について法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の規定により広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、[別表第五](#)の上欄に掲げる営業の種類ごとにそれぞれ[同表](#)の下欄に掲げる地域とする。

(平一〇条例四四・追加、平二七条例六七・旧第十一条の三繰下・一部改正)

(受付所営業の禁止区域の基準となる施設)

第十五条 法第三十一条の三第二項の規定により適用するものとされる法第二十八条第一項の条例で定める施設は、[第十条各号](#)に掲げる施設とする。

(平一八条例三二・追加、平二七条例六七・旧第十一条の三の二繰下・一部改正)

(受付所営業の禁止地域)

第十六条 受付所営業は、福岡県の全地域において、これを営んではならない。

(平一八条例三二・追加、平二七条例六七・旧第十一条の三の三繰下)

(受付所営業の営業時間の制限)

第十七条 受付所営業を営む者は、福岡県の全地域につき、午前零時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(平一八条例三二・追加、平二七条例六七・旧第十一条の三の四繰下・一部改正)

(映像送信型性風俗特殊営業の広告等制限地域)

第十八条 映像送信型性風俗特殊営業について法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の規定により広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、福岡県の全地域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)を除く。)とする。

(平一〇条例四四・追加、平二七条例六七・旧第十一条の四繰下)

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域の基準となる施設)

第十九条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、[第十条各号](#)に掲げる施設及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を有するものに限る。)とする。

(平一四条例四二・追加、平一九条例七六・一部改正、平二七条例六七・旧第十一条の五繰下・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第二十条 店舗型電話異性紹介営業は、福岡県の全地域において、これを営んではならない。

(平一四条例四二・追加、平二七条例六七・旧第十一条の六繰下)

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第二十一条 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、福岡県の全地域につき、午前零時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(平一四条例四二・追加、平二七条例六七・旧第十一条の七繰下・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業の広告等制限地域)

第二十二条 店舗型電話異性紹介営業について法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の規定により広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、福岡県の全地域とする。

(平一四条例四二・追加、平二七条例六七・旧第十一条の八繰下・一部改正)

(無店舗型電話異性紹介営業の広告等制限地域)

第二十三条 無店舗型電話異性紹介営業について法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の規定により広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、福岡県の全地域とする。

(平一四条例四二・追加、平二七条例六七・旧第十一条の九繰下)

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域)

第二十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の営業所の設置が許容されるものとして条例で定める地域は、[次の各号](#)のいずれにも該当するものとする。

一 [別表第二](#)に掲げる地域

二 [別表第六](#)の上欄に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)から、当該施設ごとに、[回表](#)の下欄に掲げる営業所が所在することとなる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超える区域の地域

(平二七条例六七・追加)

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十五条 特定遊興飲食店営業者は、福岡県の全地域につき、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(平二七条例六七・追加)

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十六条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 [第八条第一項各号](#)に掲げる事項

二 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

三 午後六時以後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めること。

(平二七条例六七・追加)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十七条 深夜において酒類提供飲食店営業を営む者は、[第二条第一号](#)に掲げる地域においては、その営業を営んではならない。

(平二七条例六七・旧第十二条繰下・一部改正)

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十八条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、[別表第二](#)に掲げる地域とする。

(平二七条例六七・追加)

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、昭和六十年二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 [この条例](#)の施行の際現に風俗営業等取締法施行条例の規定により許可の申請等を行つている者に係る手数料については、なお従前の例による。

(福岡県税条例の一部改正)

3 [福岡県税条例\(昭和二十五年福岡県条例第三十六号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福岡県警察関係手数料条例の一部改正)

4 [福岡県警察関係手数料条例\(昭和二十九年福岡県条例第四十八号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

5 [福岡県領収証紙条例\(昭和三十三年福岡県条例第四十八号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

6 [公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例\(昭和三十三年福岡県条例第六十八号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和六一年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第二号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第四七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年条例第三六号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三条第一号の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この条例の施行の日から平成八年六月二十四日(同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。))の規定による告示があった日までの間は、なおその効力を有する。

附 則(平成一〇年条例第四四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(福岡県公衆浴場法施行条例の一部改正)

2 福岡県公衆浴場法施行条例(昭和六十三年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(福岡県青少年健全育成条例の一部改正)

3 福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一二年条例第四八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年条例第四二号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第三二号)

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第四三号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第七六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第二九号)

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、第九条第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年条例第二三号)

(施行期日)

1 この条例中別表第一の改正規定は平成二十七年四月一日から、第九条の改正規定は少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二七年六月一日)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三条の規定は、別表第一の改正規定の施行の日以後に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第三条第一項の規定による許可を申請して風俗営業を営もうとする者の営業所の設置について適用し、同日前に当該許可を申請して風俗営業を営もうとする者の営業所の設置については、なお従前の例による。

附 則(平成二七年条例第六七号)

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則(平成二九年条例第一〇号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第三二号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一(第二条関係)

(昭六一条例四五・平四条例四七・平五条例三六・平一〇条例四四・平一三条例一九・平一八条例四三・平二七条例二三・平二七条例六七・一部改正)

施設	距離	
	商業地域	商業地域以外の地域
学校(学校教育法第一条に規定する学校のうち大学を除いたものをいう。)	七十メートル	百メートル
児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)のうち幼保連携型認定こども園		
児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)	五十メートル	七十メートル
病院(医療法第一条の五第一項に規定するものをいう。)		
図書館(図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定するものをいう。)		
診療所(医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有しないものを除いたものをいう。)	三十メートル	五十メートル

別表第二(第三条、第四条、第二十四条、第二十八条関係)

(平二七条例六七・追加)

北九州市	小倉北区のうち、魚町一丁目から四丁目まで、鍛冶町一丁目及び二丁目、京町一丁目から四丁目まで、米町一丁目及び二丁目、紺屋町、堺町一丁目及び二丁目、船頭町、船場町並びに古船場町 八幡西区のうち、熊手一丁目、二丁目及び三丁目(一番から三番までに限る。)、黒崎一丁目から四丁目まで並びに藤田三丁目
福岡市	博多区のうち、中洲一丁目から五丁目まで 中央区のうち、大名一丁目及び二丁目、天神一丁目から三丁目まで、西中洲並びに舞鶴一丁目及び二丁目

大牟田市	旭町三丁目、栄町一丁目及び二丁目、新栄町、住吉町、大正町一丁目及び二丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町一丁目及び二丁目、港町並びに有明町一丁目(一番地に限る。)
久留米市	小頭町(一番地、二番地、八番地、九番地及び一一番地に限る。)、通町(二番地、三番地及び六番地に限る。)、日吉町(一番地から一五番地までに限る。)、本町(二番地に限る。)及び六ツ門町(一番地から一四番地まで及び一七番地から二二番地までに限る。)
飯塚市	飯塚(一番から一三番までに限る。)、本町(一番から一二番までに限る。)及び吉原町(七番から一二番までに限る。)

別表第三(第七条関係)

(平二七条例六七・旧別表第二線下・一部改正)

地域	数値		
	午前六時後午後六時前	午後六時以後翌日の午前零時前	午前零時から午前六時まで
一 <u>第二条第一号</u> に掲げる地域	五十五デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
二 商業地域	六十五デシベル	六十デシベル	五十五デシベル
三 一及び二に掲げる地域以外の地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル

別表第四(第十一条、第十三条関係)

(平一〇条例四四・平二二条例二九・一部改正、平二七条例六七・旧別表第三線下・一部改正)

営業の種類	地域
法第二条第六項第一号に掲げる営業	福岡県の全地域(北九州市小倉北区船頭町三番並びに福岡市博多区中洲一丁目及び二丁目を除く。)
法第二条第六項第二号に掲げる営業	福岡県の全地域
法第二条第六項第三号に掲げる営業	福岡県の全地域(商業地域を除く。)
法第二条第六項第四号に掲げる営業(モーテル営業に該当するものに限る。)	福岡県の全地域
法第二条第六項第四号に掲げる営業(モーテル営業に該当するものを除く。)	福岡県の全地域(商業地域を除く。)
法第二条第六項第五号に掲げる営業	福岡県の全地域(商業地域を除く。)
令第五条に規定する営業	福岡県の全地域

備考 「モーテル営業」とは、令第三条第一項に規定する施設のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続するものであつて、次のいずれかに該当する構造設備を設け、当該施設を異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)に利用させる営業をいう。

- 一 個室に接続する車庫(二以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。)及び屋根を有するものに限る。以下同じ。)の出入口が扉等によつて遮蔽できるもの
- 二 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの
- 三 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

別表第五(第十四条関係)

(平一〇条例四四・追加、平二七条例六七・旧別表第四繰下・一部改正)

営業の種類	地域
法第二条第七項第一号に掲げる営業	福岡県の全地域
法第二条第七項第二号に掲げる営業	福岡県の全地域(商業地域を除く。)

別表第六(第二十四条関係)

(平二七条例六七・追加、平二九条例一〇・一部改正)

施設	距離	
	商業地域	商業地域以外の地域
児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。)のうち助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	五十メートル	七十メートル
病院(医療法第一条の五第一項に規定するものをいう。)		
診療所(医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有しないものを除いたものをいう。)	三十メートル	五十メートル